

[刑事訴訟法]

次の【事例】を読んで、後記〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

【事例】

- 1 暴力団 A 組は、けん銃を組織的に密売することによって多額の利益を得ていたが、同組では、密売の発覚を恐れ一般人には販売せず、暴力団に属する者に対してのみ、電話連絡等を通じて取引の交渉をし、取引成立後、宅配等によりけん銃を引き渡すという慎重な方法が採られていた。司法警察員 P らは、A 組による組織的な密売ルートを解明すべく内偵捜査を続けていたが、A 組幹部の甲がけん銃密売の責任者であるとの情報や、甲からの指示を受けた組員らが、取引成立後、組事務所とは別の場所に保管するけん銃を顧客に発送するなどの方法によりけん銃を譲渡しているとの情報を把握したものの、顧客が暴力団関係者のみであることから、甲らを検挙する証拠を入手できずにいた。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日、P は、甲らによるけん銃密売に関する証拠を入手するため、A 組の組事務所であるアパート前路上で張り込んでいたところ、甲が同アパート前公道上にあったごみ集積所にごみ袋（以下「本件ごみ袋 1」という。）を置いて同アパートに戻ったのを現認した。そこで、P は、①本件ごみ袋 1 を領置した。その後、P は、本件ごみ袋 1 を警察署に持ち帰り、その内容物を確認したところ、けん銃密売取引の手掛かりとなるメモが発見された。同メモには、「3/20 1 丁→N.H 150、3/24 2 丁→K.T 300」等と記載されていた。
- 3 同メモから、甲が同年 3 月中に、複数の者に対して、けん銃を密売したのではないかと、の嫌疑が濃厚となった。そこで、同年 4 月 3 日から、司法警察員 Q は、H 県 I 市内の甲居住のマンション（以下「本件マンション」という。）において、甲の出すごみの捜査をすることになった。本件マンションでは、住人が各居住階にあるごみステーションにごみを出すと、管理会社の従業員が各階のごみを回収し、それらが混ざった状態で地下 1 階のごみ集積所に移していた。そこで、Q は、本件マンションの管理会社と連絡を取り、同月 5 日頃から、甲の住戸のある 8 階のごみを他の階のごみと混ざらないように専用の容器で従業員に回収してもらった上、当該容器に回収されたごみを地下 1 階のごみ集積所に下ろし、8 階のごみを領置して、その内容を確認するという方法で捜査を行うこととなった。なお、この調査は、ごみが出される度に反復継続して続けられ、甲以外のマンションの住人が出したごみはなるべく開けない配慮がなされていた。

他の捜査の状況がかんばしくなく、重要な証拠物を得られていなかったところ、同年 8 月 1 日、Q は、管理会社従業員の了解を得て地下 1 階のごみ集積所へ行き、8 階から

回収したごみ袋のうち、甲の名前の書いてある封筒が入っていることが外から確認できたごみ袋1袋（以下「本件ごみ袋2」という。）について、同従業員から任意提出を受けて領置した。そして、その立会いの下、本件ごみ袋2を開封したところ、けん銃密売取引の手掛かりとなるメモが発見されたため、一旦本件ごみ袋2を従業員に還付した上で、②かかるメモの任意提出を受け、領置した。

〔設問1〕 下線部①の捜査の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

〔設問2〕 下線部②の捜査に至る捜査手続の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。



表

答案練習会

試験科目	受験番号		フリガナ	
刑事訴訟法			氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：早川大智
質問：h.daichi.j26@gmail.com
2025.5.25実施 刑事訴訟法

刑事訴訟法

刑事訴訟法

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22

- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39
- 40
- 41
- 42
- 43
- 44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には表が白紙の時には「裏から記載」それ以外の時は「裏から記載」とだけ試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：早川大智
質問：h.daichi.j26@gmail.com
2025.5.25実施 刑事訴訟法

刑事訴訟法

45	67
46	68
47	69
48	70
49	71
50	72
51	73
52	74
53	75
54	76
55	77
56	78
57	79
58	80
59	81
60	82
61	83
62	84
63	85
64	86
65	87
66	88
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会	明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

刑事訴訟法

予備試験答案練習会（刑事訴訟法採点基準表）			列1	列2
	配点	得点		
設問 1	20			
1 「領置」該当性				
問題提起（221条の問題であることの指摘）	1			
(1)「遺留した物」該当性				
問題提起（「遺留した物」の問題であることの指摘）	1			
ア 規範定立 ・領置の趣旨 ・「遺留した物」の意義（解釈）	2			
イ あてはめ（例） ・公道上のごみ集積所にごみを置くことの意味 ・置かれたごみの占有状態に関する評価 ・結論	3			
(2)「領置」該当性の結論	1			
2 任意処分の限界				
問題提起（任意処分の限界の問題であることの指摘）	1			
(1) 規範定立	2			
(2) あてはめ（例）				
ア 捜査の必要性 ・犯罪の性質 ・捜査の状況 ・甲の立場（幹部、密売の責任者） ・甲がA組事務所から出てきて置いたごみであること	4			
イ 被侵害利益 ・甲が本件ごみ袋の中身を見られないことについての期待であることの指摘 ・上記期待が法的に保護されることの指摘 ・公道上の集積所に置いたこと ・廃棄を前提としてごみを出したこと	4			
(3) 結論	1			
設問 2	20			
1 「領置」該当性				
問題提起（221条の問題であることの指摘）	1			
(1)「所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物」該当性				
問題提起（「所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物」の問題であることの指摘）	1			

ア 甲の占有の検討 ・ 本件メモは甲が捨てた物であることの認定 ・ 本件マンション内のごみ集積所の性質の評価 ・ 甲の占有についての結論	3	
イ 本件マンション管理会社の占有の検討 ・ 管理会社のごみを地下ごみ集積所に移していること ・ 管理会社の占有についての結論	2	
ウ 結論	1	
2 任意処分の限界		
問題提起（任意処分の限界の問題であることの指摘）	1	
(1) 規範定立	1	
(2) あてはめ（例）		
ア 捜査の必要性 ・ 犯罪の性質 ・ 甲の立場（幹部・責任者） ・ A組事務所ではなく甲の居宅から出たごみであること ・ 甲の嫌疑が濃厚になっていたこと ・ メモの内容、価値	4	
イ 被侵害利益 ・ 甲を含む8階居住者の本件ごみ袋の中身を見られないことについての期待であることの指摘 ・ 上記期待が法的に保護されることの指摘 ・ 長期間反復継続して捜査を行っていたこと ・ （私的空間とはいえ）廃棄を前提としてごみを出したこと ・ 甲以外の居住者が出したごみを開けないように配慮していたこと ・ 管理会社従業員の本件メモを含む8階から回収されたごみに対する占有の指摘 ・ かかるごみが任意提出されたものであること	5	
(3) 結論	1	
裁量点	10	
合計	50	

2025 年 5 月 25 日実施 講師：早川 大智

第 21 回 明大法曹会答案練習会 刑事訴訟法 参考答案

第 1 設問 1 について

1 捜査①は「領置」(刑事訴訟法(以下、法令名省略。)221 条)に当たり、適法か。

(1) P が持ち帰った本件ごみ袋 1 は、「被疑者」である甲が「遺留した物」(同条)に当たるか。

ア そもそも、同条における「領置」が令状を要しないとされている趣旨は、領置行為が、その対象となる物の占有を侵害するものではなく、又は、占有の侵害が占有者の明示または黙示の意思に反しないため、「強制の処分」(197 条 1 項ただし書)に当たらないという点にある。

そこで、「遺留した物」とは、占有者が自己の意思によらずに占有を喪失した物に限られず、占有者が自己の意思によって占有を放棄し、離脱させた物も含むと解すべきである。

イ 本件ごみ袋 1 は、甲が、A 組事務所であるアパート前公道上に設置されたごみ集積所に置いたものである。通常、ごみ集積所にごみ袋を置くという行為は、当該ごみを処分するためにその占有を放棄するという意味を持つ。そして、甲が本件ごみ 1 を置いたごみ集積所は、公道上にあるところ、甲がこれを置いて立ち去った時点で、物理的にも甲の占有が及ばない状態になっている。

したがって、本件ごみ袋 1 は、占有者である甲が自己の意思によって占有を放棄したものといえる。

ウ よって、本件ごみ袋 1 は、221 条の「遺留した物」に当たる。

(2) 以上より、その占有を取得した上記行為は「領置」に当たる。

2 そうだとしても、上記行為は任意処分の限界を超え、違法とならないか。

(1) 任意処分は、捜査比例の原則(197 条 1 項本文)の下、必要性、緊急性などを考慮した上、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容される。

(2) 本件について

ア 捜査の必要性

本件では、暴力団である A 組によるけん銃の組織的な密売という犯行の存在が確認されていたところ、暴力団によるけん銃の使用により発生する危険やけん銃の所持拡大を早期に防止するために、事案を早期解決すべく捜査を進める必要性は高い。

そして、司法警察員 P らは、本件犯行の顧客が暴力団関係者のみであることから、甲らを検挙する証拠を入手できずにいた。甲は、A 組幹部であり、かつ、けん銃密売の責任者であるとの情報が把握されていたため、甲は、けん銃密売に深く関わっているといえる。そのような甲が、A 組事務所から出てきてごみ集積所に置い

た本件ごみ袋1には、本件犯行に関連するメモや物が含まれている可能性が高い。
したがって、本件ごみ袋1を領置する必要性は大きい。

イ 被侵害利益

本件において、捜査①により侵害される利益は、甲がごみを排出する際に、当該ごみがそのまま回収され他人に中身を見られることはないという期待である。

かかる期待は甲のプライバシーの利益として保護される。もっとも、甲は本件ごみ袋1を公道上に設置されたごみ集積所に置いているところ、ごみ集積所の前を通行する人からごみ袋の内容が一定程度観察可能な状態となっている。また、甲は本件ごみ袋1を、不要な物として廃棄することを前提にこれを置いたのであるから、他人に中身を見られることはないということについての期待の要保護性は低い。

したがって、甲のかかる利益に対する侵害の程度は小さい。

- (3) よって、捜査①の必要性が甲の権利利益の侵害の程度を上回っているため、捜査①に相当性が認められる。

- 3 以上より、捜査①は、「領置」として適法である。

第2 設問2について

- 1 捜査②は、「領置」(221条)に当たり、適法か。

- (1) 本件ごみ袋2から発見されたメモ(以下、「本件メモ」という。)は、「所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物」に当たるか。

ア 本件ごみ袋2は、8階から回収したごみのうち、甲の氏名が記載された封筒が入っていることが確認されたごみ袋であるから、甲が排出したものといえる。そして、その中から発見された本件メモも、甲がごみとして排出したものである。

本件メモは、本件ごみ袋2の中に入った状態で、甲が本件マンション8階のごみステーション(以下、「8階ごみステーション」という。)に置いた後、管理会社の従業員により本件マンションの地下1階のごみ集積所(以下、「地下ごみ集積所」という。)に移された。8階ごみステーションや、地下ごみ集積所は、公道上のごみ集積所とは異なり、本件マンションの管理会社従業員及び居住者しか立ち入ることのない私的なスペースである。そのため、甲が8階ごみステーションに本件ごみ袋2を置いたという行為によっては、甲が本件ごみ袋2の占有を放棄したとはいえないとも思える。もっとも、上述と同様に、ごみ集積所にごみ袋を排出するという行為は、公道上か私的スペースかを問わず、ごみの占有を放棄するという意味を持つといえる。

したがって、甲が本件ごみ袋2を8階ごみステーションに置いた時点で、甲の占有は放棄されたものといえる。

イ 一方で、8階ごみステーションに置かれたごみは、本件マンションの管理会社従業員が地下ごみ集積所に移し、本件マンションの共用部たる地下ごみ集積所に保管されているところ、ごみが同所にある限り、本件マンションの管理会社による占

有が及んでいるといえる。

したがって、同所に置いてあった本件ごみ袋2に含まれていた本件メモは、本件マンションの管理会社が占有するものであり、同社は本件メモの「所持者」(221条)に当たる。

ウ そして、Q は、同社従業員から本件メモの任意提出を受けて警察署に持ち帰った。したがって、本件メモは、「所持者…が任意に提出した物」に当たる。

(2) よって、捜査②は領置に当たる。

2 そうだとしても、捜査②は任意処分の限界を超え、違法とならないか。

(1) 上述の通り、任意処分は、必要性、緊急性などを考慮した上、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容される。

(2) 本件について

ア 捜査の必要性

上述の通り、本件けん銃密売については早期解決のため捜査の必要性は高く、甲がその責任者であることから、甲が排出したごみを領置、調査する必要性は高い。確かに、本件けん銃密売は組織的な犯行であるところ、A組事務所から出た甲のごみではなく、甲の居住する本件マンションから甲が出すごみまでを捜査する必要性は高くないとも思える。もっとも、甲が密売の責任者であることに加え、甲が複数の者にけん銃を密売したのではないかとこの嫌疑が濃厚になっていたことに照らせば、甲の犯行への関与の度合いは非常に高く、その検挙のため、一定期間本件マンションから出のごみの捜査を行う必要性も高まっていたといえる。

さらに、本件メモは、けん銃密売取引の手掛かりとなる内容が記載されていたのであるから、同密売の事案解明や甲の検挙のための証拠として高い価値を有するといえ、本件メモを領置する必要性も高い。

したがって、本件メモの領置に至るまでの捜査手続を行う必要性は大きい。

イ 被害利益

捜査②及びこれに至るまでの捜査手続により侵害される利益は、甲を含む本件マンション8階居住者がごみをこのまま回収され他人に中身を見られることはないという期待及び本件マンション管理会社従業員の本件メモを含む8階から回収されたごみに対する占有が挙げられる。

まず、前者について、確かに、Q は令和7年4月5日から同年8月1日までの約4か月という長期間にわたり、8階から回収されたごみの捜査を反復継続して行っており、その侵害の程度は大きいとも思える。もっとも、上述と同様に、8階から回収されたごみは、すでに甲やその他8階の居住者がごみとして捨てている以上、捨てた場所が本件マンション内の8階ごみステーションであっても、ごみとして処分するために占有を放棄したという事実は変わらないため、これを見られないという期待の要保護性は低い。また、Q は、本件マンション全体のごみのうち、8階

のごみが他の階のものと混ざらないようにした上、甲以外の本件マンションの住居者が出したごみはなるべく開けない配慮をしていたところ、捜査に必要な甲のごみのみを捜査し、権利利益の侵害が最小限となるような態様で捜査を行っていたといえる。したがって、かかる期待の侵害の程度は小さい。

次に、後者について、本件マンション管理会社従業員は本件メモを含む8階のごみをQに任意提出しており、同従業員の本件メモを含む8階のごみの占有に対する侵害の程度は最小限にとどまっている。

- (3) したがって、捜査②の必要性は、甲及び同従業員の権利利益の侵害の程度を上回るため、相当性が認められる。

- 3 よって、捜査②は「領置」として適法である。

以上

2025 年 5 月 25 日実施 講師:早川 大智

第 21 回 明大法曹会答案練習会 刑事訴訟法 解説レジュメ

第1 出題趣旨

領置は少しマイナーな論点ではあるものの、司法試験では平成 22 年、令和 5 年で出題されている。他方、予備試験では未だ出題歴がなく、出題可能性があるため出題した。また、領置特有の書き方もあるため、この機会に是非論じ方を身に付けてほしい。

第2 領置の処理手順

1 領置とは…

検察官、検察事務官または司法警察職員は、①被疑者その他の者が**遺留した物**、または②**所有者、所持者、保管者が任意に提出した物**は、これを**領置**することができる(221 条)。

「押収」(222 条 1 項参照) = 差押え + 領置

「差押え」(218 条 1 項): 一定の物の保全のため、その物に対する所有者、所持者、保管者の占有を強制的に排除して占有を取得し、これを保全する処分

「領置」(221 条): 物の占有を取得し保全する処分であるが、占有の取得について強制を伴わない処分¹

⇒領置は、占有の取得については強制を伴わない点が差押えと異なり、その点にかんがみて領置は憲法 35 条の「押収」には含まれない。そのため、令状は不要である。しかし、いったん領置をすれば差押えと同様の法的効果が生じる(捜査機関は返還を拒むことができる。すなわち、占有の保持には強制力を伴う。)ので。刑事法上の「押収」に位置づけられる。²

⇒つまり、領置は、物を取得するまでは**任意処分**、取得した後は**強制処分**の性質を有する。

2 領置の具体的な処理手順

(1) 領置の要件該当性

① 問題提起

⇒『～捜査は「領置」(刑事訴訟法 221 条)として、適法か。』

② 条文の検討

⇒「被疑者その他の者が**遺留した物**」or「所有者、所持者、保管者が**任意に提出した物**」?

¹ 宇藤崇ほか「LEGAL QUEST 刑事訴訟法 (第 2 版)」119 頁

² 同上 146-147 頁

i 被疑者その他の者が遺留した物

理由付け: 領置が、令状を要しないとされている趣旨は、占有の取得過程については、強制の要素が認められない点にある。

規範: そこで、「遺留した物」とは、占有者が自己の意思によらずに占有を喪失した物に限られず、占有者が自己の意思によって占有を放棄し、離脱させた物も含むと解すべきである。

(R5司法出題趣旨)

まず、同条における「領置」が、占有取得の過程に強制の要素が認められないからこそ令状を要しないとされている趣旨に立ち返り、「遺留物」とは、遺失物より広い概念であり、自己の意思によらずに占有を喪失した場合に限られず、自己の意思によって占有を放棄し、離脱させた物も含むと定義する必要がある。

ii 所有者、所持者、保管者が任意に提出した物

所有者: その物について所有権を有する者をいう。

所持者: 自己のために当該物件を占有する者をいう。

保管者: 他人のために当該物件を占有する者をいう。

⇒例えば治療目的で被疑者の尿を採取した医師は、所持者としてその尿を任意提出することができ(東京高判平成 9・10・15)、家族等の同居人や当該場所の管理人であれば、一般に保管者としてその場所にある物を任意提出できると考えられる(東京高判昭和54・6・27)。³

⇒対象物について、誰の占有が及んでいるのか検討する。

(R5司法出題趣旨)

【捜査①】では、甲が自己の意思でゴミ袋を投棄しており「遺留物」に該当しそうなところ、投棄場所がアパートのゴミ置場であることから、なお当該アパートの大家にその占有が残っているとして、当該ゴミ袋が「所有者、所持者 若しくは保管者」たる大家からの「任意提出物」に該当するか否か…を検討する必要がある。

(2) 領置の限界

③ 捜査比例の原則(197 条1項本文)

規範: 必要性、緊急性などを考慮した上、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容される。

あてはめ: 必要性(緊急性) VS 個人の権利・利益の制約・侵害の程度 = 相当?

³ 吉開多一ほか「基本刑事訴訟法 I 手続理解編」44・45 頁

(R5司法出題趣旨)

「領置」の要件を満たすとして、排出者がごみを排出する場合における「通常、そのまま収集されて他人にその内容を見られることはないという期待」や「DNA型を知られることはないという期待」がプライバシーの利益として法的に保護されるものか否かを検討し、さらに、それらが法的に保護される利益であるとしても、本件事例においてなお要保護性が認められるか否かを論じるべきである。こうした法解釈の枠組みの下で、本件事例の具体的状況下におけるごみ袋や容器の領置の必要性及び相当性を検討することになるが、いずれについても事例中に現れた具体的事実を的確に抽出し、分析しながら論じる必要がある。その論じ方については、個々の適法又は違法の結論はともかく、具体的事実を事例中からただ書き写して羅列すればよいというものではなく、それぞれの事実が持つ意味を的確に分析して論じなければならない。

第3 設問1について

1 領置の要件該当性

↓

- ・「遺留した物」の要件該当性を検討

↓

- ・領置の趣旨に立ち返り、文言を解釈(規範定立)

↓

- ・あてはめ(一例)
 - 公道上のごみ集積所にごみを置くことの意味
 - 置かれたごみの占有状態に関する評価
 - 結論

↓

2 領置の限界

↓

- ・規範定立

↓

- ・あてはめ(一例)

ア 捜査の必要性

- 犯罪の性質
- 捜査の状況
- 甲の立場(幹部、密売の責任者)
- 甲がA組事務所から出てきて置いたごみであること

イ 被侵害利益

- 甲が本件ごみ袋の中身を見られないことについての期待であることの指摘
- 上記期待が法的に保護されることの指摘

- 公道上の集積所に置いたこと
- 廃棄を前提としてごみを出したこと

↓

結論

第4 設問2について

1 領置の要件該当性

↓

- ・「所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物」の要件該当性を検討

↓

- ・あてはめ(一例)

↓

- ・甲の占有 or 本件マンション管理会社の占有？

ア 甲の占有

- 本件メモは甲が捨てた物であることの認定
- 本件マンション内のごみ集積所の性質の評価
- 甲の占有についての結論

イ 本件マンション管理会社の占有

- 管理会社のごみを地下ごみ集積所に移していること
- 管理会社の占有についての結論

↓

2 領置の限界

↓

- ・規範定立

↓

- ・あてはめ(一例)

ア 捜査の必要性

- ・犯罪の性質
- ・甲の立場(幹部・責任者)
- ・A組事務所ではなく甲の居宅から出たごみであること
- ・甲の嫌疑が濃厚になっていたこと
- ・メモの内容、価値

イ 被侵害利益

- ・甲を含む8階居住者の本件ごみ袋の中身を見られないことについての期待であることの指摘
- ・上記期待が法的に保護されることの指摘
- ・長期間反復継続して捜査を行っていたこと

- ・(私的空間とはいえ)廃棄を前提としてごみを出したこと
- ・甲以外の居住者が出したごみを開けないように配慮していたこと
- ・管理会社従業員の本件メモを含む8階から回収されたごみに対する占有の指摘
- ・かかるごみが任意提出されたものであること

↓

結論

第5 参考判例等⁴

① 最決平成20・4・25(刑訴百選11版・9)

被告人及びその妻が、ダウンベスト等を入れたごみ袋を不要物として公道上のごみ集積所に排出し、その占有を放棄していた場合、排出されたごみについては、通常、そのまま収集されて他人にその内容が見られることはないという期待があるとしても、捜査の必要がある場合には、221条により、これを遺留物として領置することができる。

② 東京高判平成30・9・5(刑訴百選11版・8)

マンションの管理規約において、清掃及びごみ処理がマンション管理組合の業務とされ、管理組合がこれらの業務をマンション管理会社に委託し、さらにその委託を受けた清掃会社のごみの回収・搬出作業を行っていたという事実関係の下では、マンション居住者がマンション各階のごみの集積場所(ゴミステーション)に不要物として捨てたごみの占有は、遅くとも清掃会社が各階のゴミステーションから回収した時点で、ごみを捨てた者から管理組合、管理会社及び清掃会社に移転し、それらが当該ごみを重疊的に占有していると解されることを踏まえると、警察官が、回収されたごみ袋の所持者である管理会社や清掃会社の従業員と協議して、ごみ袋の任意提出を受けて領置した上、その占有継続の要否を判断するための必要な処分として、ごみ袋を開封してその内容物を確認し、証拠となり得る物と判断した紙片等について、改めて任意提出を受けて領置した捜査手続は、適法である。

③ 東京高判令和3・3・23(重判令4・刑訴1)

警察官が、マンション管理者等の承諾や令状を得ることのないまま、マンション敷地内に設置された、屋根と壁と扉で周囲と隔てられた構造のごみ集積場に立ち入り、集積場内のごみ袋から被告人が捨てたビニール袋を選別、特定した行為は違法な捜索であり、また、集積場内に搬入されたごみに対して、搬入者の物理的な管理支配関係が喪失されたとは認め難く、あるいは集積場を管理する管理会社の物理的な管理支配関係が生じたとみる余地もあるから、前記ビニール袋は遺留物には該当せず、警察官が令状によることなく前記ビニール袋を回収した行為は、違法な差押えに当たる。

⁴ 道垣内弘人ほか「判例六法 令和7年版」1906－1907頁

第6 採点実感

設問1については、比較的適切に論じられている印象を受けました。領置の要件該当性の検討⇒領置の限界(任意処分の限界)という流れ自体は皆さん理解されているように思います。もっとも、「遺留した物」のあてはめ、任意処分の限界のあてはめは、問題文の具体的な事情を適切に拾い、評価できた人とそうでない人で差がついた印象を受けました。参考答案や本解説レジュメを参考にあてはめのイメージを付けてください。

他方、設問2については、少し問題文が分かりづらかったためか、色々な答案が見られました。設問2の中には様々な行為が含まれているので、最後の領置行為だけでなく、全体を踏まえて領置行為の適法性を評価してほしいという趣旨から問題文を設問1と少し変えています。聞いているのは領置の適法性です。百選判例をもとに出題しておりますので、ぜひ当該百選判例を復習していただければと思います。

以上